議案第２２号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項本文の規定により別紙のとおり専決処分したため、同条第３項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

事件

令和８年度佐倉市一般会計補正予算

令和８年１１月２４日提出

佐倉市長　　西　田　三十五

専決第11号

令和8年度　佐倉市一般会計補正予算（第7号）

令和8年度佐倉市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,386,717千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,614,924千円とする。
2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）
第2条　繰越明許費の追加は、「第2表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）
第3条　地方債の追加及び変更は、「第3表　地方債補正」による。

令和8年10月15日

地方自治法第179条第1項により専決処分
佐倉市長　西田　三十五

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
17　県支出金		5,365,288	80,000	5,445,288
	1　県負担金	3,404,807	80,000	3,484,807
20　繰入金		2,660,079	1,266,817	3,926,896
	1　基金繰入金	2,657,682	1,266,817	3,924,499
23　市債		3,511,300	39,900	3,551,200
	1　市債	3,511,300	39,900	3,551,200
歳入合計		65,228,207	1,386,717	66,614,924

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3 民生費		27,339,007	80,000	27,419,007
	5 災害救助費	731	80,000	80,731
7 土木費		5,561,948	39,997	5,601,945
	1 土木管理費	412,235	10,000	422,235
	3 都市計画費	2,810,013	29,997	2,840,010
9 教育費		7,757,155	20,000	7,777,155
	3 中学校費	644,963	20,000	664,963
10 災害復旧費		50	46,720	46,770
	3 文教施設災害復旧費	0	46,720	46,720
12 予備費		450,000	1,200,000	1,650,000
	1 予備費	450,000	1,200,000	1,650,000
歳出合計		65,228,207	1,386,717	66,614,924

第２表　繰 越 明 許 費 補 正

１　追 加

（単位：千円）

款	項	事　　業　　名	金　　額
3　民生費	5　災害救助費	被災住宅応急修理業務委託	80,000
7　土木費	3　都市計画費	佐倉城址公園法面対策事業	29,997

第３表　地 方 債 補 正

１　追 加

（単位：千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起 債 の 方 法	利　率	償 還 の 方 法
公園施設災害復旧事業債（令和８年８月千葉豪雨）	29,900	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で、借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
合　計	29,900			

２　変 更

（単位：千円）

起　債　の　目　的	補 正 前 の 限 度 額	補 正 後 の 限 度 額
交通安全施設整備事業債	300	10,300